

論文審査要旨

熊本県立大学総合管理学部教授 石橋敏郎

日本の生活保護受給者は年々増加し、2013年8月現在、215万9877人と過去最高を更新し続けている。特に、近年、長期失業者や母子家庭といった稼働能力を有する世帯の増加が目立ってきている。そうしたなか、世界各国は、共通して、稼働能力ある生活保護受給者を就労へと向かわせる就労促進政策を打ち出してきた。わが国でも、厚生労働省「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書（2004（平成16）年12月）が出されて以後、生活保護受給者のための就労自立支援プログラムが本格的に始動することになった。このプログラムは被保護者の同意のもとに実施されることになっているが、正当な理由がなく参加を拒否したり、就労に向けての取り組み姿勢に積極性が見られない場合には、最終的には保護の停止・廃止を含む不利益処分を課することができるようになっている。

この論文は、生活保護受給者の最近の動向、日本において就労自立支援プログラムが登場する背景、プログラムの内容、保護の廃止を含めたプログラム実施上の権利・義務関係、生活保護法の稼働能力活用要件（生活保護法4条）との関係、プログラムの生活保護法における位置付け、地方公共団体における具体的な実施状況などにつき、先進実施国であるアメリカ合衆国の就労促進政策（Workfare）とデンマークの就労促進政策（Activation）とを比較しながら、日本における就労自立支援プログラムのあり方について、理論と実践との両面から検討を加えようとするものである。

論文構成としては、「はじめに」、Ⅰ.就労自立支援プログラムの登場、Ⅱ.生活保障と雇用保障との関係、Ⅲ.生活保護受給者の「自立」と就労支援、Ⅳ.自立支援プログラムにおける「稼働能力活用」要件、Ⅴ.日本における就労自立支援プログラムの具体的展開、Ⅶ.就労自立支援プログラムの在り方、「おわりに」となっている。Ⅰ章・Ⅱ章・Ⅲ章・Ⅳ章の一部については既に、下記論文集のなかで公刊されており、これまでに研究会報告などを行い、各方面から様々な批評や意見をもらってきたところである。

①坂口昌宏「生活保護法における就労自立支援プログラムの意義とその問題点」（熊本県立大学アドミニストレーション大学院紀要）第5号、熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科院生会、2008（平成20）年3月）83-99頁。

②坂口昌宏「生活保護法における就労自立支援のあり方」（熊本県立大学アドミニストレーション大学院紀要）第6号、熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科院生会、2009（平成21）年3月）63-85頁。

③坂口昌宏「生活保護法における就労支援に関する一考察」(「熊本県立大学アドミニストレーション大学院紀要」第7号、熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科院生会、2010(平成22)年3月)1-18頁。

④坂口昌宏「生活保護法における稼働能力活用要件」(石橋敏郎その他著「生活保護給付水準に関する最近の動向について」第IV章、「アドミニストレーション」第16巻第2号、熊本県立大学総合管理学会、2009(平成21)年10月)63-81頁。

⑤坂口昌宏「日本における就労自立支援プログラムの具体的展開」(石橋敏郎その他著「生活保護制度における就労自立支援の問題点」第IV章、「アドミニストレーション」第18巻第3・4号、熊本県立大学総合管理学会、2012(平成24)年3月)47-66頁。

本論文は、2006(平成18)年度からスタートした日本の就労自立支援プログラムについて、就労自立支援プログラム政策の目的・内容、生活保護法の目的たる最低生活保障と就労促進との関係(政策的側面)、生活保護法1条の「自立助長」、同4条の「補足性の原理」(稼働能力の活用要件)との関係(法的側面)、プログラムへの参加状況や取り組み姿勢によって保護を廃止できるとすればその法的根拠(法的側面)、アメリカおよびデンマークにおける就労促進政策の紹介とその基本的考え方の違い(比較法的側面)、各地方公共団体が、就労自立支援プログラムについて、実際にどのように実施・運営しているのか、自治体ごとにどのような差異が見られるのか(実態調査的側面)といったように、政策的視点、法学的視点、比較法的考察、実態的考察というように各側面から問題が多角的に検討されている。実態調査については、釧路市、東京都板橋区、横浜市、大牟田市、小樽市、熊本市を既に調査しており、海外については、2014(平成26)年2月24日、10:00から16:00まで、フランス・パリのOECD本部にて、「欧州における最低生活保障と雇用促進政策研究会」が開催された折に、坂口自身が参加して、Social Policy DivisionのMr.Stephane Carcilloとのインタビュー調査と意見交換を行っている。

生活保護受給者に対する就労自立支援プログラムについては、日本では最近導入されたばかりであり、比較的新しい問題である。したがって、日本でもこの問題に対する総合的な研究はまだなされていない。この論文は、そのような状況のなか、日本の就労自立支援プログラムについて、政策的側面、法学的側面、比較法的側面、実態調査の各側面から、緻密かつ詳細に論じたものであり、多角的かつ総合的視点から論述されているという点で、日本社会保障法学会や日本社会福祉学会等に貢献できるような学問的水準を有していると思われる。もちろん、記述内容に多少重複しているところが見られたこと、法的側面からの考察の部分では、さらに深く踏み込んだ検討が望まれることなどいくつかの課題点も指摘することができる。今後の研究課題としてもらいたい。